

基安安発 0411 第 1 号
基安労発 0411 第 1 号
基安化発 0411 第 1 号
平成 26 年 4 月 11 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建設工事関係者連絡会議の設置等に当たって留意すべき事項について

建設工事関係者連絡会議（以下「本連絡会議」という。）の設置については、平成 26 年 4 月 11 日付け基安安発 0411 第 1 号（以下「部長通達」という。）をもって指示されているところであるが、本連絡会議の設置及び運営に当たっては、下記の事項に留意の上、その円滑な設置・運営に努められたい。

記

1 本連絡会議の設置時期

本連絡会議の設置には、構成員予定者の理解を得るのに時間を要する等早期の設置が困難な場合も想定されるが、困難な事由の解消に努め、早期に設置すること。

2 本連絡会議の開催形態等

- (1) 本連絡会議は、既存の発注機関との連絡会議に替えて実施されるものであるが、本連絡会議に加えて引き続き発注機関との連絡会議も実施する場合は、同日に両会議を開催し、前半は発注機関との連絡会議とし、後半は建設関係団体等を加えた本連絡会議とする等、柔軟な開催形態として差し支えないこと。
- (2) 平成 23 年 10 月 21 日付け基安安発 1021 第 2 号「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について」に基づき、都

道府県単位又は地区単位の連絡会議を設置している場合は、これらの会議において部長通達別紙の2(4)の協議事項を追加することにより、本連絡会議を設置したこととして差し支えないこと。

- (3) 地区単位等の本連絡会議は、必要に応じて設置することとされているが、これは、都道府県単位の本連絡会議で合意された事項を地区等のレベルで展開する場合に地区単位等の本連絡会議で協議をした上で、実行に移す方法だけでなく、労働基準監督署が都道府県単位の連絡会議の合意事項を直接市町村、建設業関係団体の支部、建災防分会等に働きかける方法によることも可能としたものであること。
- (4) 地区単位等の本連絡会議を設置することとした場合、これまで地区単位等では発注機関との連絡会議を開催していなかった等本連絡会議の設置のための環境整備がまず必要な場合は、当面、当該環境整備を進めること。
- (5) 本連絡会議への国の発注機関、都道府県及び市町村等からの参加者については、安全衛生に配慮した発注の促進に係る協議のため、必要に応じて工事担当部署だけでなく調達担当部署からも担当者が構成員として参加するよう働きかけることも検討すること。なお、構成員の検討においては、必要に応じて平成24年12月5日付け基安化発1205第1号に基づく指示にも配慮すること。
- (6) 本連絡会議への建設業関係団体からの参加者については、建設工事現場の実態に詳しい者(同団体の非常勤役員等)が構成員として参加し、同団体の事務局員は随行として参加するよう働きかけることも検討すること。

3 協議事項

部長通達別紙2(4)の協議事項の具体例は、別紙のとおりであること。

建設工事関係者連絡会議における協議事項の具体例

ア 発注機関の取組

(ア) 安全衛生に配慮した発注の促進

- ・夏場における熱中症予防のための休憩時間の拡大、労働時間の短縮等を見込んだ工期の設定
- ・工期の見直しの柔軟化
- ・発注時期の見直し
- ・安全衛生経費の確保

(イ) 発注時等における施工者の安全衛生の取組評価の促進

- ・安全衛生マネジメントシステムを実施している企業への入札資格審査時の加点

(ウ) その他発注者の安全衛生活動の促進に関する事項

- ・発注者としての安全衛生対策検討会議の開催
- ・発注した工事における労働災害の発生状況の調査及び分析の実施
- ・発注した工事の安全成績が優良な事業場の表彰
- ・発注者による現場パトロールの実施
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づく措置の実施

イ 建設関係団体等の取組

(ア) 建災防による現場指導等

- ・現場パトロールの実施
- ・新規参入者教育の支援
- ・建設従事者教育の推進
- ・斜面の点検者への安全教育の実施

(イ) 建設関係団体会員間の相互パトロール

- ・一斉パトロール等の安全週間に合わせた実施

(ウ) その他建設関係団体会員による自主的な安全衛生活動の促進に関する事項

- ・手すり先行工法等墜落・転落災害防止のための「より安全な措置」の実施促進
- ・一定条件下でのハーネス型安全帯の使用促進
- ・熱中症予防のための夏期の一定の時期の作業環境測定及び対策の実施促進
- ・交通労働災害防止のための取組（疲労運転の防止、余裕を持たせた工事現場への移動時間の設定等）
- ・有機溶剤等化学物質を取り扱う場合のリスクアセスメントの実施及びその

結果に基づく措置の促進

- ・石綿含有建材の除去工事等法令に基づく保護具の着用義務がある作業以外での解体工事における防じんマスクの着用の促進（電動ファン付き呼吸用保護具を推奨）

ウ 発注機関、建設関係団体等及び労働行政機関が協力した取組

（ア）関係者による合同パトロール

- ・一斉合同パトロール等の安全週間に合わせた実施

（イ）緊急時の相互連絡体制の整備

- ・災害発生現場から発注機関、労働行政機関等に報告・連絡する際の方法、ルール等

（ウ）その他連絡会議関係者が協力して行う安全衛生の取組に関する事項

エ 本連絡会議の運営に関する事項

（ア）都道府県単位の本連絡会議の開催に関する事項

- ・開催周期、開催時期等

（イ）地区単位等の本連絡会議に関する事項

- ・地区単位等の本連絡会議の設置の必要性
- ・地区単位等の本連絡会議を設置する場合にあっては、同会議の構成及び協議事項その他地区単位等の本連絡会議の円滑な設置・運営に必要な事項
- ・地区単位等の本連絡会議を設置しない場合にあっては、都道府県単位の本連絡会議の合意事項を地区等のレベルで展開する方法に関する事項